

（乗車装置）

第二十条 自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できるものとして、構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- 2 運転者及び運転者助手以外の者の用に供する乗車装置を備えた自動車には、これらの者の用に供する車室（以下「客室」という。）を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに緊急自動車にあつては、この限りでない。
- 3 自動車の運転者室及び客室は、必要な換気を得られる構造でなければならない。
- 4 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、第二十二條の四に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装には、告示で定める基準に適合する難燃性の材料を使用しなければならない。
- 5 専ら乗用の用に供する自動車のインストルメントパネル（運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。ただし、乗車定員十一人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度二十キロメートル毎時未滿の自動車にあつては、この限りでない。

（乗車装置）

第26条 自動車の乗車装置の構造に関し保安基準第20条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げる基準はこの基準に適合するものとする。

イ 側面に扉、鎖、ロープ等が備えられていない自動車の助手席であって、肘かけ又は握り手を有するもの。

ロ 二輪自動車の後部座席であって、握り手及び足かけを有するもの。

ハ 消防自動車の立席であって、握り棒及び滑り止めを施した踏板（奥行30cm以上）を有するもの。

ニ バス型自動車の立席であって、つり革、握り棒又は握り手を有するもの。

二 座席の座面上における車両中心線上の鉛直面と平行な座席の中心線上において、その前端から200mmの位置にある点と天井までの長さのうち背もたれと平行なものは、運転者席及びこれと並列の座席にあつては800mm以上、その他の座席にあつては750mm以上であること。ただし、着席時にその長さが850mm以上ある場合においては、この限りでない。

三 リンク式ドア開閉装置にあつては、構造上乗客の足をはさむ等安全な乗車を確保できないおそれのあるものでないこと。

2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、協定規則第44号第4改訂版補足第4改訂版の規則6.1.6.に定める基準に適合するものであればよい。

3 専ら乗用の用に供する自動車のインストルメントパネルの乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第5項で定める基準は、別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に定める基準とする。ただし、乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km/h毎時未満の自動車にあつては、この限りでない。

（乗車装置）

第104条 自動車の乗車装置の構造に関し、保安基準第20条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げる乗車装置はこの基準に適合するものとする。
 - イ 側面に扉、鎖、ロープ等が備えられていない自動車の助手席であって、肘かけ又は握り手を有するもの
 - ロ 二輪自動車の後部座席であって、握り手及び足かけを有するもの
 - ハ 消防自動車の立席であって、握り棒及び滑り止めを施した踏板（奥行30cm以上）を有するもの
 - ニ バス型自動車の立席であって、つり革、握り棒又は握り手を有するもの
- 二 リンク式ドア開閉装置にあつては、構造上乗客の足をはさむ等安全な乗車を確保できないおそれのあるものでないこと。
- 2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合するものとする。ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、協定規則第44号第4改訂版の規則6.1.6に定める基準に適合するものであればよい。
 - 一 指定自動車等に備えられている内装と同一の材料であつて、かつ、同一の位置に使用されているもの
 - 二 公的試験機関等が実施した試験結果を記載した書面その他により、難燃性であることが明らかである材料
 - 三 鉄板、アルミ板、FRP、厚さ3mm以上の木製の板（合板を含む。）及び天然皮革
 - 四 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置
- 3 前項において、次の各号に掲げるものは、「内装」とされないものとする。
 - 一 車体に固定されていないもの
 - 二 表面の寸法が長さ293mm又は幅25mmに満たないもの
- 4 専ら乗用の用に供する自動車のインストルメントパネルの乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第5項で定める基準は、別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に定める基準とする。ただし、乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km/h毎時未滿の自動車にあつては、この限りでない。
- 5 指定自動車等に備えられているインストルメントパネルと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているインストルメントパネルであつて、その衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

（乗車装置）

第182条 自動車の乗車装置の構造に関し、保安基準第20条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げる乗車装置はこの基準に適合するものとする。
 - イ 側面に扉、鎖、ロープ等が備えられていない自動車の助手席であって、肘かけ又は握り手を有するもの
 - ロ 二輪自動車の後部座席であって、握り手及び足かけを有するもの
 - ハ 消防自動車の立席であって、握り棒及び滑り止めを施した踏板（奥行30cm以上）を有するもの
 - ニ バス型自動車の立席であって、つり革、握り棒又は握り手を有するもの
 - 二 リンク式ドア開閉装置にあつては、構造上乗客の足をはさむ等安全な乗車を確保できないおそれのあるものでないこと。
- 2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準に適合する難燃性の材料は、次の各号に掲げるいずれかの材料とする。
- 一 指定自動車等に備えられている内装と同一の材料であつて、かつ、同一の位置に使用されているもの
 - 二 公的試験機関等が実施した試験結果を記載した書面その他により、難燃性であることが明らかである材料
 - 三 鉄板、アルミ板、FRP、厚さ3mm以上の木製の板（合板を含む。）及び天然皮革
 - 四 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置
- 3 前項において、次の各号に掲げるものは、「内装」とされないものとする。
- 一 車体に固定されていないもの
 - 二 表面の寸法が長さ293mm又は幅25mmに満たないもの
- 4 専ら乗用の用に供する自動車のインストルメントパネルの乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第5項で定める基準は、インストルメントパネルが、当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものであることとする。ただし、乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km/h毎時未満の自動車にあつては、この限りでない。
- 5 指定自動車等に備えられているインストルメントパネルと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているインストルメントパネルであつて、その衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。